

補助申請や契約 に関する注意事項

【ご注意ください!】

耐震化支援制度の利用を検討している場合、**補助申請前に**、

- 契約を締結する
- 着手金を支払う
- 業務や工事が完了している

などの場合は、**補助金を受け取ることができません!**

※対象となる業務(工事)以外の契約や着手についてはこの限りではありません。

【補助申請を行う場合の申請から契約までの流れ】

- ① 施工業者等に相談、見積書を受け取り、金額等を確認する
▷ 助成制度の利用について、検討段階でも結構です。お気軽にご相談ください。
- ② 耐震化支援室に**補助金を申請**する
▷ 審査期間は助成制度によって異なります。申請は余裕をもって行ってください。
- ③ 補助金の交付が決定する
- ④ 補助金額を確認後、**契約を結ぶ**
▷ 見積書の内容で契約してください。
- ⑤ 契約した業務(工事)に着手する

| お問い合わせ先・申請先 |

名古屋市住宅都市局 耐震化支援室

TEL | **052-972-2921** FAX | 052-972-4179

〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (市役所西庁舎3F)



建築士や施工業者等に業務を依頼する時の注意

建築士や施工業者等に業務を依頼する場合は、**相談料や見積費用は有料か**、どの段階で料金が発生するか等を、**事前に確認してください**。

- **打ち合わせの中で依頼してもよいと思われれば、正式にご依頼ください**。
あいまいな返事をして建築士等が業務を開始すれば、料金を請求される場合があります。書面による契約等を事前に結んだほうが安心です。
- 契約等をする前に、複数から見積もりを取ることも一つの方法です。

◎建築士、施工業者等との間で、万一契約上のトラブルが生じても、名古屋市は責任を負いません。

◎住宅に関するトラブルや不安などについての相談は「公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター」にご相談ください。

公益財団法人住宅リフォーム・
紛争処理支援センター

電話相談窓口 | 0570-016-100
(PHSや一部のIP電話からは03-3556-5147)

ウェブサイト | <http://www.chord.or.jp>

このような業者にはご注意ください

- **いきなり訪問し「名古屋市の職員です」又は「名古屋市から委託されたものです」と語り、耐震診断や工事の契約を迫る。または、翌日などにすぐ工事をはじめてしまう。**
▷市の職員が直接訪問して業務や工事をすすめることはありません。
▷交付決定より前に、契約・着手・完了した場合は、補助金を受け取ることができません。

- 「今すぐに契約すれば市の補助金が出る」と言って、契約を迫り、すぐに業務や工事に取り掛かろうとする。
▷交付決定より前に、契約・着手・完了した場合は、補助金を受け取ることができません。
▷補助金申請には様々な条件があり、補助の条件が満たない場合や、内容が不適切な場合は、補助金を受け取ることができません。



- 「仮契約が必要」「仮契約なら補助金を受け取ることができる」と言って、補助金の交付決定より前に、着手金や前払金などを請求する。
▷仮契約という呼び方でも、「契約」ですので、交付決定より前に、一部でも代金を支払った場合は、補助金を受け取ることができません。
- クーリングオフ制度を利用しようとしても、様々な理由をつけて応じない。
▷クーリングオフ制度などについては、
名古屋市消費生活センター (tel:052-22-9672) にご相談ください。

※補助金を申請する業務(工事)以外の契約に関してはこの限りではありません。
不審に思った場合やご質問がありましたら、お気軽にお問い合わせください。